

## 車検用納税証明書の郵送廃止に関するよくある質問

No.	質問	回答
1	口座振替されたことの確認はどのようにしたらよいか	納税通知書に記載された納期限の日以後に通帳へ記帳することで確認できます。納税通知書に記載されている税額と一致していることをご確認ください。
2	口座振替の場合、納期限直後の車検はどうしたらよいか	過去に未納がなければ、軽JNKSで確認できるため納税証明書の提示は不要です。
3	減免・課税免除の申請をした場合、車検はどうしたらよいか	減免または課税免除が承認されると、過去に未納がなければ、軽JNKSで確認できるため納税証明書の提示は不要です。
4	スマートフォン決済アプリ等のキャッシュレス納付をした場合、車検はどうしたらよいか	<p>地方税お支払サイトやスマートフォン決済アプリなどで納付した場合、軽JNKSに納付情報が連携されるまで、最大で3週間程度の時間を要します。納付後、すぐに車検を受ける場合は、金融機関窓口やコンビニエンスストアなどで現金納付し、納税通知書に付属している車検用納税証明書をご利用ください。</p> <p>すでにキャッシュレス納付している場合は、紙の納税証明書を取得いただく必要があります。事前に税務課証明管理係へ確認の上、市役所または西山事務所、高柳町事務所へお越してください。</p>
5	車検用納税証明書の提示を求められた場合、発行してもらうことは可能か	市役所または西山町事務所、高柳町事務所で車検用納税証明書を請求してください。紙の納税証明書を無料で取得することができます。ただし、過年度を含め、未納がある場合には発行することができません。